

霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業、環境影響評価方法書説明会議事要旨が届きました。記録に疑義がある事から、注釈をまとめました。

- *1 標題が「霧島市田口・大窪地区」となっています。地元を知らない事業者である事が如実に表れています。正しくは霧島市、霧島田口・霧島大窪と記載すべきです。
- *2 なぜ、コロナウィルスが蔓延し、3密を避けなさいとの通達が出ている時期に開催するの
かの問いかけに、事業者は鹿児島県、及び環境省に照会したが、明確な回答が無かった事を理由にしました。鹿児島県はコロナウィルスの状況を説明し、自己責任で行う事には関与しないと回答しています。17日実施した方法書説明会は鹿児島県条例に基づく行為であり、国の所管ではなく、環境省はこの時点での所管官庁ではなく、回答が得られるはずがありません。4月1日から国の環境影響評価法に移管する事は決まっていた。3月中であれば、鹿児島県の環境影響評価条例の面積要件に縛られるのみであり、国の環境影響評価法に則った環境影響評価を行うのであれば、配慮書の対応が求められ、これを避けたかったのではとの推察も成り立ちます。3月
- *3 説明会の位置づけは「我々が計画しております事業が環境に対してどのような影響があるのかという手続きの始まり」と述べました。地域住民に対し意見を言えますよとの方法書です。この方法書に記載されている計画で事業が行われる事を前提にどのような環境への影響があるかを調査すると解すべきです。その計画では多くの問題があるとの指摘を地域住民は意見書で提出しています。住民が提出した意見を全て無視し、方法書の計画を見直さず環境影響調査を実施する事はよろしくありません。
- *4 説明会で虎ヶ尾岡住民が発した質問が事業者の議事録には正確に記載されておりませんので、正確な質問に置き換えました。
- *5 「縦覧に先立って地域代表等に説明をされましたか」の問いに答えは得られませんでした。
- *6 地元住民は平成31年1月にSEJの地元対策を担うとするJPGSK社の説明を受けました。JPGSKは「神話の里公園、霧島神宮から見える場所にはパネルは設置しない」と説明しました。この発言の取扱いについて質問をしましたが、答えは得られておりません。JPGSKをSEJの代弁者と受け取るのは住民としては自然な事です。
- *7 平成30年6月、霧島市への説明の会議録に「霧島市が反対を表明するならば、素直に受け止める。」「1割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。」、さらに「アセスの方法書の縦覧に先立って地域代表等に説明する」との記載があります。これに対してSEJは「平成30年6月の会議の時点では、当社は本事業の実施主体ではなかった」、だから上記発言はSEJの見解とは異なると言っています。SEJは計画地の所有権移転登記を平成30年9月18日の売買を原因として行っております。霧島市の記録には施主（シフトエナジー・ジャパン(株)：福岡県福岡市）、共同事業体（フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社：東京都港区）、共同事業体（SBエナジー(株)：東京都港区） ※いずれも平成30年6月26日の相談時情報と記載されています。6月時点ではSEJは事業主体ではないとの主張は霧島市の記録と矛盾し、SEJの無責任さを感じます。
- *8 「当社の社員ではない方の一人が、そのような主旨の発言」とは前記「霧島市が反対を表

明するならば、素直に受け止める。」「1割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。」、の発言に対するコメントで、SEJの社員はそんな事は言わないとの見解です。おそらくフオートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社、またはSBエナジー(株)と思われます。この両社はこの事業から撤退しました。リスクの高い、危ない、実現性の低い事業と判断された結果でしょう。

- *9 ダイフクコンサルも計画地は急傾斜地で有る事、危険性を承知している事の発言記録は大きな意味があります。
- *10 環境影響評価は「歴史・文化には配慮しない」の見解は聞き捨てなりません。ならば方法書に景観への影響調査が含まれている事をどう説明するのでしょうか？
方法書に対する住民意見書の中に歴史、文化に関する意見が25通含まれています。全て無視されるのでしょうか？文化、歴史、景観も広義の地元住民、及び鹿児島県民の住環境と解すべきです。
- *11 事故が起こる事は絶対ないと言いきれない、ならば事故が発生した時にどのように振舞うかの説明をすべきです。
- *12 霧島市、霧島市議会が反対しているが、事業を進めるとの宣言です。
- *13 方法書に記載しているのは現時点での概略とありますが、この概略に基づいて住民に意見を求め、この概略に沿った環境影響調査を実施するのは無理があります。計画を再考すべきです。
- *14 調整池は土砂堆積も考慮しているとあるが、調整池の諸元も方法書にあり、深さは4mとなっている。考慮されているとは思えません。
- *15 地元の洪水被害について承知していないとの発言には怒りを覚えます。まず計画地周辺の実態を調べ、危ない場所との認識を持てば、撤退を考えるのがまともな事業者です。霧島市、霧島市議会、地元住民がこぞって反対を唱えているにも関わらず事業を進める姿勢は非難されるべきです。

文字起こし、注釈意見の文責は中村満雄（連絡先：080-8500-0803）にあります。